

(別紙 2)

高松市・庵治町合併協議会財務規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高松市・庵治町合併協議会規約第 16 条の規定に基づき、高松市・庵治町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第 2 条 協議会の予算は、高松市及び庵治町の負担金、県補助金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議(以下「会議」という。)の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が会議の承認を得たときは、速やかに、当該予算の写しを高松市長及び庵治町長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第 3 条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、会議の承認を得なければならない。

2 前条第 3 項の規定は、前項の規定により補正予算が会議の承認を得た場合について準用する。

(歳入歳出予算の款、項及び目の区分)

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第 5 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって管理しなければならない。

(協議会出納員)

第 6 条 会長は、協議会の職員のうちから、協議会出納員を命ずるものとする。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第 7 条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充当をしたときは、当該年度の末日までに会議に報告しなければならない。

(決算等)

第 8 条 会長は、毎会計年度終了後 3 月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、会議の認定に付さなければならない。

2 会長は、決算を会議に付したときは、その結果を当該決算の写しとともに高松市長及び庵治町長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第 9 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第 2 条第 2 項中「年度開始前に」とあるのは、「第 1 回の」と読み替えるものとする。

3 会長は、この規程の施行の日から最初の会議の開催日までの間において収入すべき歳入がある場合はこれを調定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
5 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費